

(1) 背景

【狭あい道路について】

建築基準法第42条第2項の規定に基づく幅員4m未満の道路で、建物の建替え時などに狭あい道路の中心線から2m道路後退することが義務付けられている。(後退用地の舗装整備については、義務付けなし)

【狭あい道路拡幅整備事業の概要】

- ・地域の生活環境の改善と安全で住み良いまちづくりを促進することを目的に「川崎市狭あい道路拡幅整備要綱」を昭和63年10月に制定。
- ・狭あい道路の解消を図るとともに、建築主等の協力を得ながら後退用地の適切な維持管理を図る。

【狭あい道路拡幅整備要綱の概要】

協議：狭あい道路に面している敷地に建物を建てる場合、確認申請手続きの前に、狭あい道路の中心線から2m後退した線を確定するための協議を行う。なお、建物や塀等は、後退線から突出しないように建築しなければならない。(申出687件)

舗装：個人の建築主等で後退用地の舗装を希望する場合は、市が舗装を行う。(申出58件)

寄附：個人の建築主等で公道に面する後退用地を市に寄附を希望する場合は、市が測量、登記の手続きを行う。(申出20件)

助成：個人の建築主等で後退用地を寄附する場合は、後退用地内にある支障物の除却費用の一部を助成する。(申出2件)

※ ( ) 内の数値は平成29年度における申出件数

【これまでの主な要綱の改正】

- ① 舗装対象の拡大。(寄附をしない場合でも対象に追加)(平成11年12月)
- ② 舗装対象の拡大。(私道の追加)(平成18年3月)

(2) 現状・課題

【現状】

- ・昭和63年の要綱制定以降、1800件を超える後退用地の舗装実績があり、着実に狭あい道路の解消を図るとともに、通行等の利便性の確保に一定の効果をもたらしている。
- ・市で後退用地を舗装した敷地については、土地所有者に道路であると認識されることから、後退用地は道路状に維持されている。(一定の抑止力がある。)
- ・後退用地が未舗装の場合においては、建築工事完了時には道路後退しているものの、その後、後退用地に支障物を設置された事例が見受けられることや、舗装されていないことで通行に支障をきたしている場合がある。

【課題】

- ・後退用地の拡幅は、建物の建替え時など機会が限られていることから、その機会を捉えて確実に拡幅させるとともに、適切な状態のまま維持管理させることが重要である。
- ・後退用地を舗装することで通行上の利便性の向上及び後退用地の維持管理を図る必要がある。
- ・交差点における見通しの確保や通行等の更なる利便性を向上するため隅切の設置及び舗装を誘導していくことが重要である。
- ・現状、個人に限定している寄附申請について対象者を拡大し、寄附を促していく必要がある。

(3) 課題解決に向けた検討内容

【検討内容】

① 舗装整備対象の拡大の検討

- ・後退用地拡幅にあわせて隅切の設置を誘導するため、舗装整備の対象に隅切用地を追加することについて検討を実施。
- ・舗装整備対象を拡大するため、他都市の状況について調査を実施。(政令市20市中8市で隅切用地を舗装整備対象としている。)

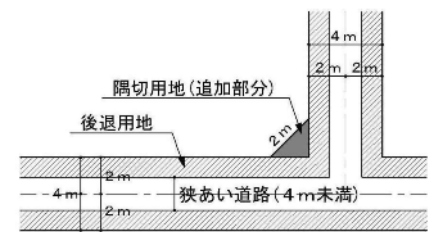
② 寄附対象の拡大の検討

- ・後退用地を市に寄附することにより、適切な維持管理が行われる。
- ・これまで寄附対象外であった法人申請で行われる事業、総合調整条例の適用を受ける事業及び後退用地の幅員又は延長が狭小である場合を寄附申出の対象として追加することを検討。

(4) 改正の概要

【要綱の一部改正】

- ① 隅切用地は狭あい道路の交差点での見通しや通行の改善に重要な役割を担うことから、後退用地に加え新たに隅切用地を市の舗装整備の対象に追加する。
- ② 法人申請・総合調整条例の適用事業を寄附申出の対象に追加する。
- ③ 後退用地の幅員又は延長が狭小である場合を寄附申出の対象に追加し、市が測量、登記の手続きを行う。
- ④ 防災面の目的の明確化や様式の変更等、所要の整備を行う。



(5) 今後のスケジュール

	2018年度					2019年度
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
今後の手続き等	改正の方向性確定			パブコメ実施 2/7~3/8 (予定)	●要綱改正 ●結果発表 ●まちづくり委員会、報道、関係団体への周知	●施行4/1(予定) ●まちづくり委員会、報道、関係団体への周知

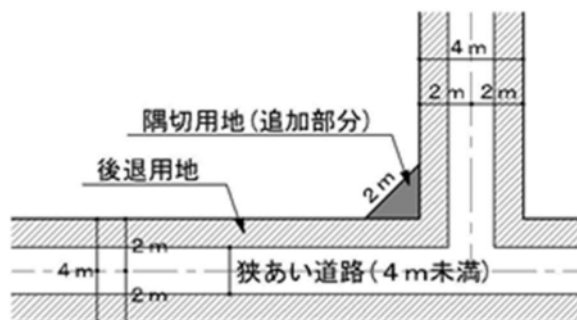
## 「川崎市狭あい道路拡幅整備要綱」の改正概要

本市では、狭あい道路（幅員が4 m未満の建築基準法による道路）の解消に向け、地域の生活環境の改善と安全で住み良いまちづくりを促進することを目的に「川崎市狭あい道路拡幅整備要綱」を昭和63年10月に制定し、狭あい道路の中心線から2 m後退した線を確定するための協議、後退用地の舗装及び後退用地を寄附する場合における支障物の除却費用の一部助成等を実施しています。

交差点における見通しの確保や通行等の更なる利便性の向上を図るため、隅切用地について市が行う舗装整備対象に追加するほか、後退用地の寄附申出対象の拡大及び所要の整備を行うため要綱の一部を改正するものです。

### 1 改正内容

(1) 市が行う舗装整備の対象に、後退用地に加え、新たに隅切用地を追加する。



(2) 法人申請で行われる事業、総合調整条例の適用を受ける事業及び後退用地の幅員又は延長が狭小である場合を寄附申出対象として追加する。

(3) 防災面の目的の明確化や様式の変更等、所要の整備を行う。

### 2 今後のスケジュール

運用開始：平成31年4月1日（予定）

### 3 問い合わせ先

まちづくり局指導部建築審査課 電話番号：044-200-3016